

賃貸借契約条件概要

株式会社 オーエス
御注文社

(以下甲と称す)
(以下乙と称す)

第1条 納入

乙は資材を弊社の指定場所に引取、あるいは甲は乙の指定現場まで納入するものとする。
また交通諸事情により指定時間通り納入出来ない場合は、速やかに甲は乙に連絡する。

第2条 返却

乙は資材を弊社の指定場所に返却、あるいは甲は乙の指定現場まで引取するものとする。
また交通諸事情により指定時間通り引取出来ない場合は、速やかに甲は乙に連絡する。

第3条 受渡

甲は乙の現場に納入、引取した運送費は別途費用とし、車上受渡とします。
現場での長時間待機または荷運び運搬については別途費用とします。
また、数量の不足、故障等がある際、直ちに乙は甲に報告するものとします。

第4条 賃貸期間

契約の期間は乙が甲に引取した日、あるいは甲は乙の現場に納入した日を出庫日とし
乙が甲に返却した日、あるいは甲が乙の現場に引取した日を入庫日として計算する。
但し、商品によっては最低保障期間が発生します。

第5条 賃貸料金

資材により「日割リース」「月極リース」「基本料金」「最低保証期間」がある。
最低保証期間の資材は、保証期間に満たないご使用の場合でも、定められた最低保証期間分
請求となりますので、何卒ご了承ください。
基本料金の対象の資材は、1現場・1台あたりに、基本料金が発生します。
再リースの資材につきましては料金の発生が、出庫日 入庫日
(賃貸期間)と異なる場合がございます。

第6条 修理・紛失

資材の損傷程度により、修理可能な場合は修理費を別途ご請求致します。
塗料等の付着物が多い場合は、別途洗浄(ケレン)代をご請求致します。

損傷が著しく、修理不可能と判断した資材に対して、破損料金を別途ご請求致します。

資材を紛失した場合は、紛失料金を別途ご請求致します。
尚、盗難保険はリース料金に含まれていませんので、厳重に管理してください。

資材に付している、部品、付属品、表示等を除去したり、改造、性能または
機能を変更したりして原状を変更しないでください。